10章　共通条項の条項別解説　　第Ⅲ部　条項

継続的契約の解除制限と信頼関係破壊の法理

執筆　プロスパイア法律事務所　　最終更新日　2026年10月25日

一　どんな事案か：継続的契約が一方的に打ち切られる

契約書に、こう書いてあったとします。

> 本契約の有効期間中といえども、甲及び乙は、それぞれ文書による30日前の予告をもって本契約を中途解約することができる。（注1。判決が要約して認定した定めを、本稿で条項の形にしたものです）

30日前に文書を出せば解約できる。文言はそう読めます。実際、こういう条項は継続的な取引の契約書に広く置かれています。

化粧品メーカーの販売会社と、その特約店（小売店）との紛争がありました。契約は1年ごとの自動更新で、締結から28年が経っています。特約店は、カタログを使った職域販売を続けていました。いったんは是正を約束し、カタログへの掲載はやめたものの、対面販売など契約に沿う販売方法には改めませんでした。販売会社は、上の条項に基づいて30日の予告期間を置いて解約を通知しています（注1）。

争いになったのは、**30日前に文書を出しさえすれば、本当に解約できるのか**という点です。

この記事は、契約書の条項どおりに解除できないことがある、という場面を扱います。ここまでの4本（解除の枠組み、軽微性、解除事由の書き方、無催告解除が不法行為とされた事例）は、いずれも1回限りの取引でも成り立つ話でした。**継続的な契約では、これとは別の枠が1枚かぶさります。**

二　裁判所は何を判断したか

1　約定解除権の行使が自由ではないとされた

東京高判平成6年9月14日は、まず約定解除権を留保できること自体は認めています。そのうえで、こう述べました（注2）。

> 三〇日間の解約予告期間を設けているとはいえ、前記のような約定解除権の行使が全く自由であるとは解しがたく、右解除権の行使には、取引関係を継続しがたいような不信行為の存在等やむを得ない事由が必要であると解するのが相当である（注2）

条項に書いてある要件（30日前の文書予告）に加えて、条文にも契約書にも書いていない要件が加わっています。「取引関係を継続しがたいような不信行為の存在等やむを得ない事由」です。

裁判所が挙げた理由は、契約の中身と実態です（注2）。

- 1年の期限の定めはあるが自動更新条項があり、通常、相当の期間にわたって存続することが予定されている
- 現実にも契約期間がある程度長期に及ぶのが通例であると考えられ、この事案では28年に達している
- 小売店の側も、長期の継続的取引を前提に事業計画を立てていると考えられる
- 専用コーナーの設置や顧客台帳の作成が義務づけられるなど、供給を受ける側にある程度の資本投下と取引態勢の整備が必要とされる
- 短期間での取引打ち切りや恣意的な契約の解消は、小売店の側に予期せぬ多大な損害を及ぼすおそれがある
- 解約条項に基づく解除が行われるのは極めて例外的な事態である

解約条項の文言だけでなく、契約全体の仕組みと、相手方がその契約を前提に何を積み上げたかを見ています。

2　この事案では、やむを得ない事由が認められた

条項どおりには解除できない、という判断は、解除が認められないという結論を意味しません。この事案では解除が有効とされています。

裁判所が重視したのは、解除に至る経緯でした（注3）。販売会社はまず販売方法の改善を勧告し、双方が代理人弁護士を通じて折衝を重ね、いったんは特約店も契約に沿う販売方法をとることを約束した。それにもかかわらず特約店は、カタログへの掲載こそやめたものの、それ以外の従前の販売方法を続け、再三の要求を拒否して、変える意思を持たなかった。

> 被控訴人の本件特約店契約に定められた販売方法の不履行は決して軽微なものとはいえず、継続的供給契約上の信頼関係を著しく破壊するものであり、本件では、右契約を解除するにつきやむを得ない事由があるというべきである（注3）

信義則違反・権利濫用の主張も退けられました。28年続いた取引の解消が相手方に与える影響は多大だと認めつつ、解消に至る経緯、とくに信頼関係が破壊されたことについて特約店の側の合意事項の不履行も大きな原因になっていたことを理由としています（注4）。

3　信頼関係破壊の法理は賃貸借から来ている

「信頼関係」という言葉の出どころは、賃貸借です。最判昭和27年4月25日民集6巻4号451頁が、次のように述べています（注5）。

> およそ、賃貸借は、当事者相互の信頼関係を基礎とする継続的契約であるから、賃貸借の継続中に、当事者の一方に、その信頼関係を裏切つて、賃貸借関係の継続を著しく困難ならしめるような不信行為のあつた場合には、相手方は、賃貸借を将来に向つて、解除することができるものと解しなければならない、そうして、この場合には民法五四一条所定の催告は、これを必要としないものと解すべきである（注5）

家屋の賃借人の家族が建具類を燃料代わりに焼却し、便所を使用不能のまま放置するなどしていた事案です。この判決では、信頼関係の破壊が解除を認める方向に働いています。催告なしに解除できる、という判断でした。

賃貸借では、この法理が逆向きにも働きます。債務不履行の事実が存在したとしても、それが軽微なもので信頼関係を破壊したといえない場合には、解除権の行使は信義則に反し許されない（注6）。無催告解除特約が置かれている場合でも同じで、信頼関係が破壊されていない段階で無催告解除をすれば、解除が無効となる可能性があります（注7）。**同じ「信頼関係」が、解除を認める根拠にも、解除を制限する根拠にもなります。**

三　なぜそう判断されたのか

1　解放の必要性と、解放によって生じる不利益の衡量

別稿「催告解除と無催告解除：改正民法の枠組み」で、解除は債務者への制裁ではなく債権者を契約の拘束力から解放する制度だと述べました。この理解を継続的契約に当てはめると、制限が出てくる理由が見えます。

1回限りの売買であれば、解除して解放されても、相手方が失うのはその1回の取引の利益です。継続的な契約では違います。相手方は、その取引が続くことを前提に、設備を入れ、人を雇い、売場を作っています。一方を解放することが、他方から積み上げたものを奪います。

高裁が挙げた事情を並べ直すと、この衡量そのものです。契約が長期に及ぶこと、相手方が事業計画を立てていること、資本投下と態勢整備が必要とされること、恣意的な解消が予期せぬ多大な損害を及ぼすこと。解放の必要性が、解放によって生じる不利益を上回るかどうかを見ています。

そして、この事案で必要性が認められたのは、相手方の販売方法が契約上の債務不履行に当たり、しかも是正の機会を与えられ、いったん約束までしながら改めなかったからでした。不利益が大きくても、必要性がそれを超えることはあります。

2　約定解除条項は考慮要素の一つに落ちる

条項の位置づけも変わっています。

30日前の文書予告という条項は、無効とされたわけではありません。裁判所は「約定によって解除権を留保することができることはいうまでもない」と述べています（注2）。しかし、その条項を満たしただけでは足りない。条項は、解除できるかどうかを決める唯一の基準から、判断の一部に落ちています。

さらに、裁判所は解約条項の使われ方まで見ています。「前記解約条項に基づく解除が行われるのは極めて例外的な事態である」（注2）。条項が実際にはほとんど使われていないという運用の事実が、その条項を自由に使えないと解する理由の一つになりました。

3　この枠組みには有力な批判がある

ここまでを裁判例の到達点として読むことはできます。ただし、学説には正面からの批判があります。

信頼関係を破壊するに足りない特段の事情があれば解除権の行使が制限されるという判例法理は、借地契約・借家契約に固有のもので、ほかの類型の契約には当然には適用されません。ほかの種類・内容の継続的契約に類推するには合理的な根拠が要り、信義則を根拠に一律に「やむを得ない事由が必要」という法理を導くこともできません（注8）。

契約の解除の制限については、その契約に適用される民法や他の法律に特段の定めがある場合には、それらの規定が適用されます。期間の定めのない賃貸借の解約申入れ（民法617条）、借地借家法26条1項・28条、期間の定めのある雇用契約の解除の予告期間（民法626条2項）、期間の定めのない雇用契約の解約の予告期間（同627条）、解雇権の濫用（労働契約法16条）、請負契約の解除についての損害賠償責任（民法641条）、委任契約の解除についての損害賠償責任とやむを得ない事由（同651条2項）など。これらは各類型の契約に適用されるもので、他の類型の契約に当然に及ぶものではない、とされています（注8）。

この立場から見ると、本判決についても、解約特約があることを考慮しながら約定解除権の行使が全く自由であるとは解しがたいことを根拠に「やむを得ない事由が必要」という理論を展開した点には、**大きな論理の飛躍があり、契約の解釈を誤っているという問題がある**とされます。もっとも同じ論者も、対面販売の特約違反がやむを得ない事由に当たるとした判断そのものは、事例として参考になるとしています（注9）。

批判とまではいかなくても、この枠組みを確定したものとして扱わない実務書もあります。約定解除権の行使の場面であっても継続的契約終了の制限の法理が適用されるか否かは議論の分かれるところであるとしたうえで、本判決を、事例判断ではあるが約定解除権の行使にやむを得ない事由を要するとした下級審裁判例として挙げるものです（注10）。**事例判断**という位置づけです。

実務としては、この評価を知ったうえで、裁判所が現に採っている枠組みに沿って備えることになります。批判が正しいとしても、目の前の裁判所がその批判を採用する保証はありません。

四　この判断から契約書に持ち帰るもの

1　契約書のとおりに解除できないことがある、という前提で書く

まず、期待値を下げます。継続的な契約では、中途解約条項に書いた要件を満たしても、それだけでは解除できない場合があります。

これは条項の書き方で覆せません。「本条による解約について、やむを得ない事由を要しない」と書いても、裁判所の判断枠組みが変わるとは考えにくいところです。書き方で動かせるのは、やむを得ない事由の有無を判断するときに持ち込まれる材料のほうです。別稿『「軽微であるとき」の判断』で述べた構図と同じです。

したがって、自社が解除する側に立つ可能性があるなら、契約書に書くべきは「自由に解約できる」という宣言ではありません。何が信頼関係を破壊する行為に当たるかを、あらかじめ具体化しておくことです。この事案の販売会社は、対面販売、専用コーナーの設置、セミナーの受講、顧客台帳の作成を条項で義務づけていました。裁判所はこれらの義務づけに合理的な理由を認め、その不履行を債務不履行としています（注11）。条項があったから、販売方法の不履行を「不履行」として主張できました。

2　自分がどの類型にいるかを先に確かめる

継続的契約の解消は、3つの類型に分けられます（注12）。制限のかかり方が類型によって違うので、まず自分の位置を確かめます。

類型	判断枠組み
① 期間の定めのある契約の、期間満了前の中途解約	解除権の留保特約がない場合は、やむを得ない理由がない限り中途解約は無効。留保特約がある場合は原則として有効だが、信義則違反・権利濫用に該当する場合は無効
② 期間の定めのある契約の、期間満了後の更新拒絶	原則として更新拒絶は有効。ただし信義則違反・権利濫用に該当する場合は無効。事前予告特約がある場合にその条件を満たさなければ更新拒絶は無効だが、やむを得ない事由があるときは有効とされる余地もある
③ 期間の定めのない契約の解約申入れ	原則として効力発生まで相当な猶予期間を設定しての解約申入れである限り有効。猶予期間が不相当な場合は、客観的に相当な期間経過後に解約の効果が生じると解される

本稿の事案は①です。留保特約があるので原則として有効となるはずの場面でしたが、判決は、契約の性質と実態から約定解除権の行使そのものに「やむを得ない事由」を要すると解し（注2）、そのうえで別に、信義則違反・権利濫用に当たるかも検討しています（注4）。

拘束力が生じるかどうかには、いくつかの考慮要素があります。次の表はその一部で、ほかに解約予告期間や当事者の力関係の非対称性などもあります（注13）。

	見るところ
契約解消の必要性	被解消者に契約違反等があるか／解消者側に解消を正当化する事由があるか／関係継続のために努力をしたか／外部環境の変化があるか
想定されている取引期間	契約条項はどうなっているか／契約の運用はどうであったか／実際の取引サイクルはどうか／被解消者が長期間の取引継続を前提とする事業計画を立てていたか
被解消者への影響の度合い	どの程度の投資をしていたか／どの程度の投資を回収したか／過去の投資が無駄になるか

この表は、そのままレビューのチェックリストになります。自社が解除する側なら、左の列を上から埋めて、埋まらない欄があれば解除を急がない。切られる側なら、埋まっていない欄が反論の材料になります。

3　予告期間をどう設計するか

30日の予告期間は、この事案では足りるとも足りないとも判断されていません。争点が「やむを得ない事由があるか」に移ったからです。

とはいえ、予告期間の設計には意味があります。相手方が代替の取引先を見つけ、在庫を処理し、態勢を組み替えるのに必要な期間を確保していれば、解除によって生じる不利益はその分小さくなります。衡量の一方の皿を軽くする働きがあります。

設計の目安は、相手方が自社との取引に投じたものの回収期間です。専用の設備を入れているなら、その償却期間。人を採用しているなら、配置転換に要する期間。取引額の大きさより、投下したものが戻るまでの時間で決めます。2で挙げた考慮要素の3段目（どの程度の投資を回収したか、過去の投資が無駄になるか）に対応します。

期間の代わりに補償で調整する設計もあります。予告期間を短くする代わりに、一定額の補償金を支払う。在庫を買い戻す。予告期間と補償はどちらも同じ皿に乗るので、取引の実態に合うほうを選びます。中途解約の条項そのものは別稿「中途解約条項：留保しないとどうなるか」で扱います。

4　更新拒絶との関係

継続的契約を終わらせる方法は、中途解約だけではありません。期間満了で更新しない、という方法があります。2で挙げた類型の②です。

この事案の契約は「当事者双方に異議のないときはさらに一年間自動的に更新され、以後も同様とする」という形でした（注1）。異議を述べれば更新されない。条項の文言だけを見れば、中途解約より簡単に見えます。

類型②は、①より緩やかです。原則として更新拒絶は有効とされ、信義則違反・権利濫用に当たる場合に無効となる（注12）。①のうち留保特約がない場合のように「やむを得ない理由がない限り無効」という出発点ではありません。

もっとも、事前予告特約（「いつまでに更新拒絶の意思が表示されない限り、同一条件で契約が更新されるものとする」といった条項）がある場合は別で、その条件を満たさなければ更新拒絶は無効となるのが原則です（注12）。自社のひ

な型に自動更新条項があるなら、更新拒絶の期限管理が実体判断に直結します。更新拒絶の側の枠組みは、本稿では扱いません。

実務的には、中途解約の制限を意識している会社が、更新拒絶なら自由にできると考えていることがあります。類型が違えば出発点は違いますが、自由というわけでもありません。契約管理の担当者に伝えておくべき点です。

5　自社が切られる側であれば

この記事は解除する側の視点で書いてきましたが、切られる側の視点も同じ材料から出てきます。

一方的に取引を打ち切られたとき、契約書に中途解約条項があっても、直ちにあきらめる必要はありません。取引の期間、自社が投下した資本、相手方が是正の機会を与えたかどうか。2の考慮要素の表を埋めれば、やむを得ない事由がないという主張が立ちます。

そして、この事案の特約店が敗れた理由を裏返せば、切られる側がすべきことも見えます。是正を求められたら、応じるか、応じられない理由を示して交渉する。約束をしておきながら履行しなかったことは、大きく不利に働きました。

自社が投下したものの記録を残しておくことも実務的に効きます。専用設備の導入費用、専任者の人件費、取引先への説明にかけた期間。**衝量の材料は、争いになってから作れません。**

本稿で扱わなかったこと

信頼関係破壊の法理と、民法541条ただし書（軽微性）の関係が残っています。

2017年改正前の民法の条文は、解除権の行使において債務不履行が軽微であるか否かを定めていませんでした（判例は、主たる目的の達成に必須的でない附随的義務の不履行を理由とする解除を制限していました。最判昭和36年11月21日民集15巻10号2507頁）。現行民法は541条ただし書でこれを明記しています。そのため、改正前に信頼関係法理の問題として扱われてきた事例の一部は、債務不履行の軽微性の解釈の問題として扱われることになると考えられます。もっとも、解除の一般条項である541条ただし書によって、改正前に賃貸借契約特有の問題として扱われてきた信頼関係法理がすべて包摂されるわけではないと考えられます。いずれにせよ、改正前の信頼関係法理による解釈は、541条ただし書の解釈として、または従前と同様に信頼関係法理の解釈の問題として受け継がれます（注14）。

軽微性の側の枠組みは別稿『「軽微であるとき」の判断』が扱います。本稿と読み合わせると、同じ事実が2つの入口から評価されうることが見えます。

参考文献等

（注1）東京高判平成6年9月14日判時1507号43頁（平成5年（ネ）第4019号）の事実認定による
（注2）同判決「理由」三
（注3）同判決「理由」五4
（注4）同判決「理由」六1
（注5）最判昭和27年4月25日民集6巻4号451頁（昭和24年（オ）第143号）
（注6）最判昭和39年7月28日民集18巻6号1220頁ほか。阿部・井窪・片山法律事務所編『契約書作成の実務と書式――企業実務家視点の雛形とその解説〔第3版〕』（有斐閣、2025）142頁が整理するところによる
（注7）前掲注6の阿部・井窪・片山法律事務所編・143頁
（注8）升田純『現代取引社会における継続的契約の法理と判例』（日本加除出版、2013）93頁
（注9）同421頁
（注10）太田大三『契約書一般条項のポイント――ドラフトに効く、レビューに活きる』（商事法務、2026）23頁
（注11）前掲注1・「理由」五2
（注12）松田世理奈ほか『契約解消の法律実務』（中央経済社、2022）86〜87頁
（注13）同88〜89頁
（注14）前掲注6の阿部・井窪・片山法律事務所編・142頁注12

ウェブ版　https://prospire-law.com/contract-knowledge/keizokuteki-keiyaku-kaijo-seigen/

引用表記例　プロスパイア法律事務所「継続的契約の解除制限と信頼関係破壊の法理」契約法務ライブラリ（最終更新日2026年10月25日）

本稿は、契約法務に関する論点を一般的に整理したものであり、個別の事案についての法的助言ではありません。記載は最終更新日時点の法令・判例・文献に基づきます。ご相談は プロスパイア法律事務所 までお問い合わせください。